

(写)



2019文総総第1051号
令和元年12月26日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和元年度（情運）諮問第3号

住民基本台帳関係事務に係る特定個人情報保護評価の再実施における重点項目評価書の第三者点検について、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

平成26年4月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区においても各評価実施機関において特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）の実施及び各年度における見直しを行ってきた。

この点について、特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から5年を経過する前に、評価の再実施をするよう努めることとされており、本区においても令和元年8月から各評価実施機関において再実施に取り組んでいる。

この度、住民基本台帳関係事務について、しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することとなり、本区においては重点項目評価書の作成に当たって、第三者による点検を行っているため、その適合性及び妥当性について、貴審議会のご意見をお伺いするものである。

2 添付資料

別添のとおり

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当